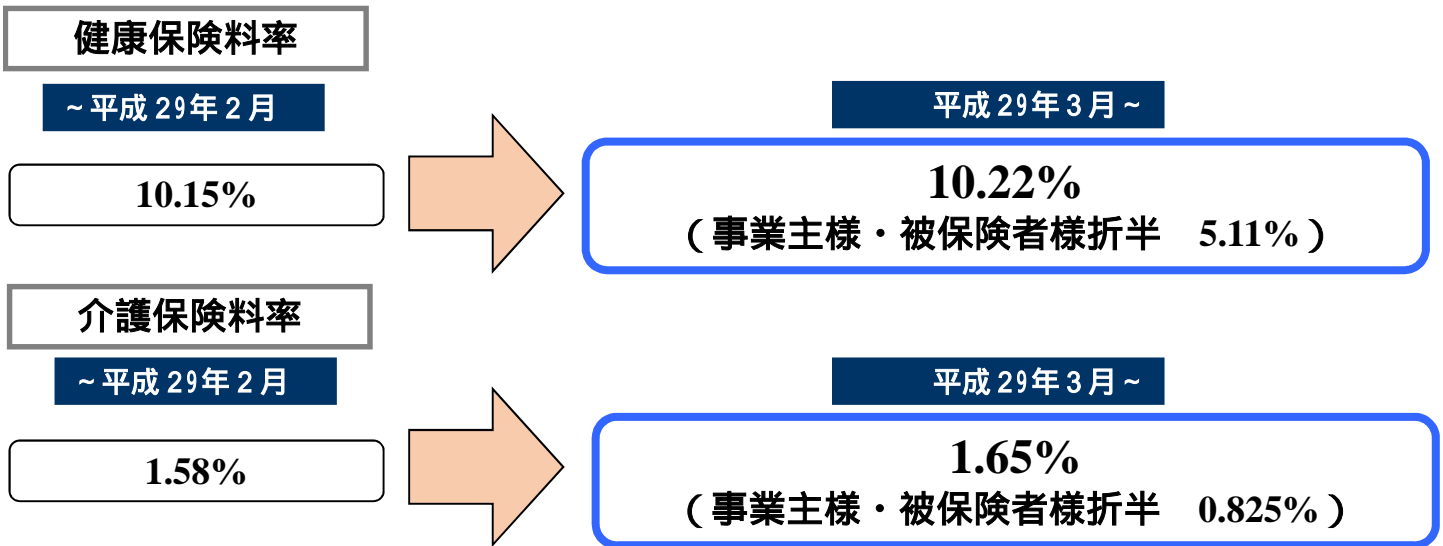




平成 29 年 3 月および 4 月は、協会けんぽの健康保険料率・介護保険料率、雇用保険料率の改定が予定されています。給与計算の際には、ご注意ください。

1. 健康保険料率・介護保険料率の改定について

平成 29 年 3 月からの健康保険料率及び介護保険料率は以下のとおりです。



上記は、北海道の保険料率です。(都道府県ごとに、保険料率が設定されています。)
給与から控除する社会保険料は、事業所様の控除月に併せて「保険料額表」に基づいて控除をお願い致します。

< 社会保険料控除月 >

- 社会保険料を当月支払給与から控除している事業所様
- 社会保険料を翌月支払給与から控除している事業所様

3 月支給の給与から変更
4 月支給の給与から変更

2. 雇用保険料率の改定について

平成 29 年 4 月からの雇用保険料率は以下のとおりです。

	~平成 29 年 3 月		平成 29 年 4 月 ~
事業の種類	被保険者 負担	事業主 負担	保険料率 (+)
一般の事業	4 / 1000	7 / 1000	11 / 1000
農林水産 清酒製造業	5 / 1000	8 / 1000	13 / 1000
建設業	5 / 1000	9 / 1000	14 / 1000

➔

	被保険者 負担	事業主 負担	保険料率 (+)
	3 / 1000	6 / 1000	9 / 1000
	4 / 1000	7 / 1000	11 / 1000
	4 / 1000	8 / 1000	12 / 1000

雇用保険料率については、平成 29 年 3 月 1 日現在国会にて審議中です。

3. 平成 29 年 3 月以降に支給する賞与の社会保険料計算方法

賞与から控除する 3 月以降の社会保険料の計算手順は以下のとおりです。
今回、厚生年金保険料率についての変更はございませんので、従前どおりの保険料率での計算となります。

健康保険料

総支給額の 1,000 円未満を切り捨てます。
(例) 185,500 円の場合は 185,000 円となります。
1,000 円未満を切り捨てた金額に 5.11% を乗じます。
(例) $185,000 \text{円} \times 5.11\% = 9,453 \text{円}$

介護保険料 (40 歳以上 65 歳未満の方から控除します。)

総支給額の 1,000 円未満を切り捨てます。
(例) 185,500 円の場合は 185,000 円となります。
1,000 円未満を切り捨てた金額に 0.825% を乗じます。
(例) $185,000 \text{円} \times 0.825\% = 1,526 \text{円}$

厚生年金保険料

総支給額の 1,000 円未満を切り捨てます。
(例) 185,500 円の場合は 185,000 円となります。
1,000 円未満を切り捨てた金額に 9.091% を乗じます。
(例) $185,000 \text{円} \times 9.091\% = 16,818 \text{円}$

< 賞与計算上の注意点 >

- 円未満の端数は、50 銭以下切り捨て、50 銭を超えた場合は切り上げて 1 円となります。
- 3 月に支給する賞与等の一時金は、社会保険料を翌月支払給与から控除している事業所様でも保険料率の変更をする必要がありますので、ご注意ください。

4. 平成 29 年 4 月以降の雇用保険料計算方法

給与・賞与から控除する 4 月以降の雇用保険料の計算手順は以下のとおりです。

雇用保険料 (4 月 1 日時点で 64 歳以上の方は控除の必要はありません。)

総支給額に 一般の事業は 0.3%、建設の事業 0.4% を乗じます。
一般の事業
(例) $185,500 \text{円} \times 0.3\% = 556 \text{円}$
建設の事業
(例) $185,500 \text{円} \times 0.4\% = 742 \text{円}$
(雇用保険料を算出する際は総支給額の 1,000 円未満を切捨てる必要はありません。)

雇用保険料率については、平成 29 年 3 月 1 日現在国会にて審議中です。

保険料の改定等についてご不明な点がございましたら、弊社労務担当者へご相談ください。

このニュースレターの内容については、正確性に万全を期しておりますがその内容を保証するものではなく、これらの情報によって生じたいかなる損害についても当法人は一切の責任を負いかねますのでご了承願います。

また、わかりやすさを優先し説明を簡略化すること、例外規定の存在、時間経過および法改正等により、当該内容が必ずしもすべての事案に適用されるものではないことを、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。